

生駒市条例第19号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「 保育士・幼稚園講師	1,000円以上 1,250円以下	7,000円以上 9,690円以下		を
「 保育士・幼稚園講師	1,000円以上 1,250円以下	7,000円以上 9,690円以下		に
保育補助員	900円以上 1,100円以下			

改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。